

豊中市立青少年自然の家の利活用可能性調査業務 仕様書

1. 目的

豊中市（以下「市」という。）は、豊かな自然環境の中での自然体験活動、野外活動及び団体生活を通じて、青少年の主体性、創造性及び協調性を養うことにより、生きる力と互いの人格を認め合う心を育み、もって青少年の健全育成を図るため、大阪府能勢町に豊中市立青少年自然の家（以下「自然の家」という。）を設置しています。現在、指定管理者による管理運営を行っており、プログラムやスタッフの対応について利用者から評価を得ている一方、施設の開設から40年以上経過し、老朽化による維持管理経費の増大などにより、今後、現状どおりの管理運営は困難になるものと見込んでいます。

このため、市は、今後の方策として、自然の家の土地・建物を民間事業者へ条件付きで譲渡または貸付を行うことにより、市民の自然体験や青少年団体の野外活動の場としての機能を保持しつつ、民間としての土地・建物の自由な活用を可能とする措置を講じるなど、より多くの人の利用や魅力の向上につながる管理運営が可能であるかを検討し、平成31年度（2019年度）中に方針を定めたいと考えています。本業務は、その管理運営を可能とするための条件や、民間事業者の公募のあり方などについて明らかにすることを目的に実施するものです。

2. 委託期間

契約締結日から令和2年（2020年）3月31日（火）まで

3. 業務内容

- (1) 本事業における事業スキームの検討
- (2) 施設の利活用について民間事業者へのヒアリングの支援
- (3) 豊中市の実施する市民ニーズにおけるアンケート調査票の作成支援
- (4) 本施設の利活用に関する評価
- (5) 調査報告書の作成
- (6) 豊中市で行う状況把握及び資料作成などにおける助言

4. 業務執行体制

本業務の実施にあたっては、本業務に関する専門的知識を有する者を含む統括責任者及び複数名（2名以上）の担当でチームを構成し、進捗状況について共有を図りながら取り組むこと。

5. 留意事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、本委託業務に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは、本市と業務受託者（以下「受託者」という。）が協議のうえ決定するものとする。

(2) 受託者の義務

受託者は、業務の意図及び目的を十分に理解して最高の技術を発揮するよう努めるものとする。

(3) 個人情報等の漏洩の禁止

受託者は、業務上知り得た個人情報その他の情報及び委託者の業務内容を漏らしてはならない。本契約の終了または解除後においても同様とする。

(4) 協議・打合せ

常に本市担当職員と連絡を密にして業務を行うこと。業務の進捗状況については、適宜報告するものとする。本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市担当職員と必要に応じて協議・打合せを行う。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令規則、通知等を守らなければならない。

(6) 検査及び引渡し

受託者は、業務完了後、速やかに成果品と業務完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

(7) 手直し

業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

(8) 著作権

業務の実施に際して入手・利用した情報等は整理したうえで、本市に提供するとともに、業務の成果品に関して発生する著作権等は本市に帰属するものとする。

6. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出するものとする。

(1) 業務の着手時 業務の着手時 業務の着手時

ア 着手届

イ 総括責任者届

ウ 体制表

エ 業務実施工程

オ 業務計画書

カ その他市が指定する書類

(2) 業務の完了時

ア 業務完了届

イ その他市が指定する書類

7. 成果品およびその納品

(1) 「報告書」及び「報告書概要版」

(2) 成果物はワード、エクセル、パワーポイント等により、紙ベース「報告書」10部（A4×100頁程度）、「報告書概要版」100部（A3×2頁程度）とCD-R等電子データ（1式）で納品すること。

8. その他

(1) 本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、委託者・受託者の協議により決定する。

(2) 必要に応じ、公募型プロポーザル方式における受託者からの提案内容を反映するものとする。

(3) 不当介入に対する報告、届出等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成 24 年 2 月 1 日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- ② 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の業際対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等・届出書により、報告し、及び届け出るものとする。
- ③ 受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- ④ 報告・届出を怠った場合は、当該受託者等に対し、注意の喚起を行うことがある。